

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 銃砲等又は刀剣類の所持の許可（第8条—第34条）

第3章 雑則（第35条—第38条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「令」という。）、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号。以下「施行規則」という。）及び指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和37年総理府令第46号。以下「射場内閣府令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（書類の交付等）

第2条 法、令、施行規則、射場内閣府令及びこの規則の規定により千葉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）又は警察署長（以下「署長」という。）が発する書類を交付する場合は、当該書類の交付を受けるべき者の住所地若しくは事業場の所在地を管轄する警察署又はその者の住所地若しくは事業場の所在地において行う。ただし、次の各号に掲げる書類は、千葉県警察本部において交付する。

- (1) 施行規則第18条の規定による打刻命令書（法第4条の4第2項の規定により打刻を命ずる場合に係るものを除く。）
- (2) 施行規則第21条の規定による講習修了証明書（第12条に規定する猟銃等初心者講習及びクロスボウ初心者講習の場合に限る。）
- (3) 射場内閣府令第11条の規定による指定通知書
- (4) 射場内閣府令第14条の規定による指定解除通知書
- (5) 第10条に規定する不許可（不更新）（不指定）通知書（指定射撃場、教習射撃場及び練習射撃場に係るものに限る。）
- (6) 施行規則第51条の規定による教習射撃場指定書
- (7) 第27条に規定する教習用（練習用）備付け銃保管状況改善等命令書
- (8) 施行規則第61条の規定による教習射撃場指定解除通知書
- (9) 施行規則第62条の規定による教習修了証明書交付禁止通知書
- (10) 第32条に規定する保管業務改善等命令書
- (11) 施行規則第65条の規定による練習射撃場指定書
- (12) 施行規則第74条の規定による練習射撃場指定解除通知書
- (13) 施行規則第81条の規定による年少射撃資格講習修了証明書
- (14) 施行規則第93条の規定による保管業務廃止等命令書

2 前項の規定により交付し、又は郵便により送達すべき書類について、これを受けるべき者の所在が明らかでない場合は、公安委員会又は署長は、その交付又は送達に代えて公示送達するものとする。

（受領書の徴収）

第3条 公安委員会又は署長が発する書類のうち、次の各号に掲げる書類を交付したときは、別記第1号様式を受領書を徴収するものとする。

- (1) 第9条の2（第33条の3第2項において準用する場合を含む。）に規定する受診等命令書
- (2) 第10条に規定する不許可（不更新）（不指定）通知書
- (3) 第19条に規定する技能検定申請却下通知書
- (4) 施行規則第45条の規定による射撃指導員指定解除通知書
- (5) 施行規則第53条の規定による教習射撃指導員解任命令書
- (6) 第25条に規定する教習（練習）資格不認定通知書
- (7) 第26条に規定する教習（練習）資格認定取消通知書
- (8) 施行規則第61条の規定による教習射撃場指定解除通知書

- (9) 施行規則第62条の規定による教習修了証明書交付禁止通知書
- (10) 施行規則第67条の規定による練習射撃指導員解任命令書
- (11) 施行規則第74条の規定による練習射撃場指定解除通知書
- (12) 第27条の2に規定する年少射撃資格不認定通知書
- (13) 第27条の7に規定するクロスボウ射撃資格不認定通知書
- (14) 第27条の8に規定するクロスボウ射撃資格認定取消通知書
- (15) 第30条に規定する立入検査通知書
- (16) 施行規則第93条の規定による保管業務廃止等命令書
- (17) 第33条に規定する銃砲等又は刀剣類所持許可取消通知書
- (18) 第33条の2に規定する年少射撃資格認定取消通知書
- (19) 第33条の3第1項に規定する報告徴収書
- (20) 施行規則第113条の規定による提出命令書

(届出を受理した旨の記載)

第4条 施行規則第4条第3項、第58条第2項、第72条、第90条第3項、第100条第3項、第102条第4項及び第103条第2項の規定により提出された届出書2通のうち1通に届出を受理した旨を記載して届出者に交付するときの受理した旨の記載は、次のとおりとする。

(銃砲等又は刀剣類製造事業等の廃止の届出)

第5条 施行規則第4条第4項の規定による銃砲等又は刀剣類の製造、製作又は販売の事業の廃止の届出は、別記第2号様式の銃砲等又は刀剣類製造(製作)(販売)事業廃止届出書を提出して行わなければならない。

(人命救助等に従事する者届出済証明書亡失等の届出等)

第6条 施行規則第5条第3項において準用する施行規則第6条第5項の規定による人命救助等に従事する者届出済証明書(以下「届出済証明書」という。)の亡失、盗難又は滅失の届出は、別記第3号様式の人命救助等に従事する者届出済証明書亡失(盗難)(滅失)届出書(以下「亡失等届出書」という。)を提出して行わなければならない。この場合において、届出済証明書の再交付の申請は、亡失等届出書にその旨を付記して行わなければならない。

(使用人届出済証明書亡失等の届出等)

第7条 前条の規定は、施行規則第6条第5項の規定による使用人届出済証明書の亡失、盗難又は滅失の届出について準用する。この場合において、前条中「別記第3号様式の人命救助等に従事する者届出済証明書亡失(盗難)(滅失)届出書」とあるのは、「別記第4号様式の使用人届出済証明書亡失(盗難)(滅失)届出書」と読み替えるものとする。

第2章 銃砲等又は刀剣類の所持の許可

(射撃競技用拳銃、公演用銃砲刀剣類等の所持が許可される者に対する許可の期間)

第8条 令第6条第1項の規定による公安委員会が定める許可の期間は、2年とする。

2 令第6条第2項の規定による公安委員会が定める許可の期間は、1年を超えない範囲内において必要と認める期間とする。

(国際競技に参加する外国人に対する許可の期間)

第8条の2 令第24条第1項の規定による公安委員会が定める許可の期間は、60日を超えない範囲内において必要と認める期間とする。

(指示を受けたことがないこと等を誓約する書面)

第8条の2の2 施行規則第11条第1項第5号及び第6号に規定する鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第3条第1項に規定する特定鳥獣被害対策実施隊員等に関する命令(平成24年内閣府・農林水産省・環境省令第1号)第1条第2号又は第2条第2号に該当する者であることを誓約する書面は、別記第4号様式の2の指示を受けたことがないこと等の誓約書のとおりとする。

(演劇、舞踊その他の芸能の公演等の名称等を記載した書類)

第8条の3 施行規則第11条第1項第14号の規定による書類は、別記第4号様式の2の2の銃砲等又は刀剣類所持状況等説明書(演劇、博覧会等)のとおりとする。

(博物館その他これに類する施設の名称等を記載した書類)

第8条の4 施行規則第11条第1項第15号の規定による書類は、別記第4号様式の3の銃砲等又は刀

剣類所持状況等説明書（博物館等）のとおりとする。

（法人が業務のために所持させる旨を記載した証明書）

第9条 施行規則第11条第1項第16号の規定による証明書は、別記第5号様式の証明書のとおりとする。

（受診等命令）

第9条の2 法第4条の3第2項の規定により医師の診断を受け、当該医師の診断書を提出すべきことを命じようとするときは、別記第5号様式の2の受診等命令書により行うものとする。

（不許可、不更新及び不指定の通知）

第10条 法第4条若しくは第6条の規定による許可、法第7条の3の規定による許可の更新又は法第9条の2、第9条の3、第9条の3の2、第9条の4若しくは第9条の9の規定による指定の申請があつた場合において、不許可、不更新又は不指定の処分をしようとするときは、別記第6号様式の不許可（不更新）（不指定）通知書により行うものとする。

（猟銃等射撃指導員として必要な知識の有無の認定）

第11条 施行規則第42条第1項第4号に定める基準に該当する者であるかどうかの認定（第3項において「認定」という。）は、考査によるものとする。

2 前項の規定による考査は択一式の筆記試験により行い、考査時間は1時間とし、考査問題は次の各号に掲げる事項についての30問とする。

- (1) 銃砲を所持する者の社会的責任
- (2) 猟銃又は空気銃の所持の許可（以下この項において「所持許可」という。）
- (3) 所持許可の更新及びその手続
- (4) 所持許可の失効及びその後の手続
- (5) 所持許可の取消し
- (6) 猟銃及び空気銃の所持についての遵守事項
- (7) 猟銃等射撃指導員の指定
- (8) 猟銃等射撃指導員の指定の解除
- (9) 年少射撃資格の認定
- (10) 年少射撃資格の認定の失効及びその後の手続
- (11) 年少射撃資格の認定の取消し
- (12) 猟銃用火薬類等に関する法令
- (13) 狩猟に関する法令
- (14) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- (15) 猟銃及び空気銃の事故防止
- (16) 猟銃又は空気銃による射撃の指導の方法

3 認定は、第1項の考査において80パーセント以上の成績を収めた者に対して行うものとする。

（猟銃等講習会及びクロスボウ講習会の開催）

第12条 法第5条の3第1項に規定する講習会（以下「猟銃等講習会」という。）及び法第5条の3の2第1項に規定する講習会（以下「クロスボウ講習会」という。）の開催は、次の表のとおりとする。

講習会の種別	開催方法
(1) 現に法第4条第1項第1号の規定により許可を受けて猟銃又は空気銃を所持する者及び法第5条の2第3項第2号又は第3号に掲げる者に対する猟銃等講習会（以下「猟銃等経験者講習」という。）	各警察署（成田国際空港警察署を除く。）ごとに原則として毎年度1回以上
(2) 前号以外の者に対する猟銃等講習会（以下「猟銃等初心者講習」という。）	千葉市において原則として毎月1回以上
(3) 現に法第4条第1項第1号の規定により許可を受けてクロスボウを所持する者に対するクロスボウ講習会（以下「クロスボウ経験者講習」という。）	各警察署（成田国際空港警察署を除く。）ごとに原則として毎年度1回以上

(4) 前号以外の者に対するクロスボウ講習会 (以下「クロスボウ初心者講習」という。)	千葉市において原則として毎月1回以上
--	--------------------

(猟銃等講習会及びクロスボウ講習会の開催の公表)

第13条 令第17条第2項又は第19条の2第2項の規定による公表は、警察署の掲示板への掲示、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法その他の方法により行うものとする。

(猟銃等講習会及びクロスボウ講習会の日時、場所の通知等)

第14条 猟銃等講習会又はクロスボウ講習会の受講の申込みがあつたときは、当該申込者に対して講習用資料を交付するとともに、別記第7号様式の講習通知書を交付して猟銃等講習会又はクロスボウ講習会の日時、場所等を通知するものとする。

(猟銃等講習会及びクロスボウ講習会の講習の内容)

第15条 猟銃等講習会及びクロスボウ講習会の講習の課目及び時間は、次の表のとおりとする。

講習会の種別	課目	時間
猟銃等経験者講習	猟銃及び空気銃の所持に関する法令	1時間30分
	猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間
猟銃等初心者講習	猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間10分
	猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間
クロスボウ経験者講習	クロスボウの所持に関する法令	1時間30分
	クロスボウの使用、保管等の取扱い	1時間
クロスボウ初心者講習	クロスボウの所持に関する法令	2時間10分
	クロスボウの使用、保管等の取扱い	1時間

2 講習は、前条の規定により交付した講習用資料を使用し、講義形式により行うものとする。

(猟銃等講習に係る考査及び講習修了証明書の交付)

第16条 猟銃等初心者講習の受講者について、講習事項の内容を正確に修得したかどうかを確認するため、講習終了直後に考査を実施するものとする。

2 前項の規定による考査は正誤式の筆記試験により行い、考査時間は1時間とし、考査問題は次の各号に掲げる事項についての50問とする。

- (1) 猟銃及び空気銃を所持する者の社会的責任
- (2) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (3) 猟銃用火薬類等に関する法令
- (4) 狩猟に関する法令
- (5) 猟銃及び空気銃の事故防止
- (6) 猟銃及び空気銃の種類等
- (7) 猟銃及び空気銃の使用、保管等についての準則
- (8) 実包の運搬及び保管についての一般準則

3 法第5条の3第2項の講習修了証明書は、猟銃等初心者講習にあつては第1項の考査において90パーセント以上の成績を収めた者に対し考査終了後、猟銃等経験者講習にあつては猟銃等経験者講習を修

了した者に対し講習終了後、それぞれ講習場所において交付するものとする。

(技能検定の実施)

第17条 法第5条の4第1項の規定による技能検定（以下「技能検定」という。）は、おおむね4月に1回開催するものとする。

2 技能検定は、法第9条の2第1項の規定による指定射撃場において実施するものとする。

(技能検定通知書の交付の時期)

第18条 施行規則第23条の規定による技能検定通知書の交付は、技能検定の実施の日の10日前までに行うものとする。

(技能検定の受検申請の却下)

第19条 法第5条の4第1項の規定による技能検定の受検の申請を却下しようとするときは、別記第8号様式の技能検定申請却下通知書により行うものとする。

(技能検定の従事者)

第20条 技能検定は、公安委員会が指定した千葉県警察本部生活安全部風俗保安課に勤務する警部以上の階級にある警察官及びこれらの者の占める職と同等の職にある職員であつて警察官以外のもの（以下「検定官」という。）に行わせるものとする。この場合において、検定官は、他の警察職員に技能検定に関する事務の補助をさせることができる。

第21条及び第22条 削除

(銃砲刀剣類等及び拳銃部品の受領書)

第22条 施行規則第40条の受領書及び施行規則第106条の受領書は、別記第11号様式の銃砲刀剣類等（拳銃部品）受領書のとおりとする。

(教習射撃指導員等の住所、氏名等を記載した書類)

第23条 施行規則第50条第3号（施行規則第64条において準用する場合を含む。）の書類は、別記第12号様式の教習（練習）射撃指導員名簿のとおりとする。

(教習資格認定証の有効期間)

第24条 令第26条第2項の規定により公安委員会が定める教習資格認定証の有効期間は、3月とする。

(教習資格及び練習資格の不認定の通知)

第25条 第19条の規定は、法第9条の5第2項の規定による教習資格の認定及び法第9条の10第2項の規定による練習資格の認定を行わない場合について準用する。この場合において、「別記第8号様式の技能検定申請却下通知書」とあるのは、「別記第13号様式の教習（練習）資格不認定通知書」と読み替えるものとする。

(教習資格及び練習資格の認定の取消し)

第26条 法第9条の5第3項の規定による教習資格の認定の取消し又は法第9条の10第3項の規定による練習資格の認定の取消しをしようとするときは、別記第14号様式の教習（練習）資格認定取消通知書により行うものとする。

(教習用備付け銃及び練習用備付け銃の保管の設備又は方法の改善命令等)

第27条 法第9条の7第3項（法第9条の11第2項において準用する場合を含む。）の規定による教習用備付け銃及び練習用備付け銃に係る保管の設備又は方法の改善命令その他危害予防上必要な措置命令をしようとするときは、別記第15号様式の教習用（練習用）備付け銃保管状況改善等命令書により行うものとする。

(年少射撃資格の不認定の通知)

第27条の2 第19条の規定は、法第9条の13第1項の規定による年少射撃資格の認定を行わない場合について準用する。この場合において、「別記第8号様式の技能検定申請却下通知書」とあるのは、「別記第15号様式の2の年少射撃資格不認定通知書」と読み替えるものとする。

(年少射撃資格講習会の開催)

第27条の3 法第9条の14第1項の規定による講習会（以下「年少射撃資格講習会」という。）は、千葉市において原則として6月に1回以上開催するものとする。

(年少射撃資格講習会開催の公表)

第27条の4 第13条の規定は、令第29条第1項の規定による公表について準用する。

(年少射撃資格講習会の日時、場所の通知等)

第27条の5 年少射撃資格講習会の受講の申込みがあつたときは、当該申込者に対して講習用資料を交付するとともに、別記第15号様式の3の年少射撃資格講習通知書を交付して当該講習会の日時、場所等を通知するものとする。

(査及び年少射撃資格講習修了証明書の交付)

第27条の6 年少射撃資格講習会の受講者について、講習事項の内容を正確に修得したかどうかを確認するため、講習終了直後に査を実施するものとする。

2 前項の規定による査は正誤式の筆記試験により行い、査時間は1時間とし、査問題は次の各号に掲げる事項についての50問とする。

- (1) 銃及び空気銃を所持する者の社会的責任
- (2) 銃及び空気銃の所持に関する法令
- (3) 空気銃の事故防止
- (4) 空気銃の種類等
- (5) 空気銃の使用、保管等についての準則

3 法第9条の14第2項の年少射撃資格講習修了証明書は、第1項の査において70パーセント以上の成績を収めた者に対し、査終了後に講習場所において交付するものとする。

(クロスボウ射撃資格の不認定の通知)

第27条の7 第19条の規定は、法第9条の16第1項の規定によるクロスボウ射撃資格の認定を行わない場合について準用する。この場合において、「別記第8号様式の技能検定申請却下通知書」とあるのは、「別記第15号様式の4のクロスボウ射撃資格不認定通知書」と読み替えるものとする。

(クロスボウ射撃資格の認定の取消し)

第27条の8 第26条の規定は、法第9条の16第2項の規定によるクロスボウ射撃資格の認定の取消しをしようとする場合について準用する。この場合において、「別記第14号様式の教習(練習)資格認定取消通知書」とあるのは、「別記第15号様式の5のクロスボウ射撃資格認定取消通知書」と読み替えるものとする。

(空気銃又は拳銃及び拳銃部品等の預り書)

第28条 法第10条の5第1項の規定による空気銃又は拳銃(当該拳銃に係る拳銃部品及び当該拳銃に適合する拳銃実包を含む。以下この条において同じ。)の保管の委託を受けた者は、委託者に対して、当該空気銃又は拳銃と引換えに別記第16号様式の空気銃・拳銃・拳銃部品等預り書を交付するものとする。

(銃砲等及び実包等保管状況報告書)

第29条 法第10条の6第1項の規定による銃砲等及び実包等の保管状況の報告徴収は、別記第17号様式の銃砲等及び実包等保管状況報告書により行わせるものとする。

(立入検査の通告)

第30条 施行規則第88条の規定による立入検査の通告は、別記第18号様式の立入検査通告書により行うものとする。ただし、緊急に立入検査を実施する必要がある場合であつて関係者の承認を得たときは、この限りでない。

(銃砲の保管の設備又は方法の改善命令等)

第31条 法第10条の4第1項の規定により銃砲を保管する者に対し、法第10条の6第6項において準用する法第9条の7第3項の規定により当該銃砲の保管の設備又は方法の改善命令その他危害予防上必要な措置命令をしようとするときは、別記第19号様式の銃砲保管状況改善等命令書により行うものとする。

(銃等保管業者又はクロスボウ保管業者に対する保管の設備又は方法の改善命令等)

第32条 法第10条の8第1項に規定する 銃等保管業者又は法第10条の8の2第1項に規定するクロスボウ保管業者に対し、法第10条の8第2項又は第10条の8の2第2項において準用する法第9条の7第3項の規定により 銃若しくは空気銃又はクロスボウの保管の設備又は方法の改善命令その他危害予防上必要な措置命令をしようとするときは、別記第20号様式の保管業務改善等命令書により行うものとする。

(指示の通知)

第32条の2 法第10条の9の規定による指示は、別記第20号様式の2の指示書により行うものとする。

(銃砲等又は刀剣類の所持許可取消し)

第33条 法第11条第1項から第7項までの規定による銃砲等又は刀剣類の所持の許可の取消しをしようとするときは、別記第21号様式の銃砲等又は刀剣類所持許可取消通知書により行うものとする。

(年少射撃資格の認定の取消し)

第33条の2 法第11条の3第1項の規定による年少射撃資格の認定の取消しをしようとするときは、別記第21号様式の2の年少射撃資格認定取消通知書により行うものとする。

(報告徴収書等)

第33条の3 法第12条の3の規定による報告徴収は、別記第21号様式の3の報告徴収書により行わせるものとする。

2 第9条の2の規定は、法第12条の3の規定により医師の診断を受けるべきことを命じようとする場合について準用する。

(銃砲等又は刀剣類の検査の通知)

第34条 法第13条の規定による検査の日時及び場所の通知は、書面により行うものとする。

第3章 雑則

(模造拳銃製造事業等の廃止の届出)

第35条 施行規則第102条第5項及び施行規則第103条第2項の規定による模造拳銃又は模擬銃器の製造又は輸出の事業の廃止の届出をしようとするときは、別記第22号様式の模造拳銃(模擬銃器)製造(輸出)事業廃止届出書を提出して行わなければならない。

(発見の届出)

第36条 法第23条の規定による銃砲又は刀剣類を発見した場合の届出は、別記第23号様式の古式銃砲・刀剣類発見届を提出して行わなければならない。

(不返還の通知)

第37条 施行規則第107条の規定による一時保管をした銃砲等又は刀剣類を返還しないこととする旨の通知は、別記第24号様式の不返還通知書により行うものとする。

(射撃教習実施状況の報告)

第38条 法第27条の2第1項に規定する教習射撃場の設置者等は、各月の射撃教習実施状況を取りまとめ、その月の翌月20日までに別記第25号様式の射撃教習受講者名簿により報告しなければならない。